

平成 24 年 1 月 6 日

株式会社山陰合同銀行

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21 世紀金融行動原則)」への署名について

山陰合同銀行(頭取 久保田 一郎)は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21 世紀金融行動原則)」に署名しましたのでお知らせいたします。

この原則は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定されました。

当行では、環境経営を志向されるお客様に対する融資商品・私募債の提供や、排出権取引仲介の提案など、金融サービスを通じてお客様の環境保護に向けた取組みを支援しております。また、自らの企業活動においても、CSR としての森林保全活動や省エネなどに積極的に取り組んでおります。

今後も地域とともに歩む地方銀行として、地域の環境保全や社会貢献への取組みを一層充実させてまいります。

記

1. 持続可能な社会の形成に向けた当行の主な取組み

- (1) 「ごうぎん環境配慮型融資」、「エコ型銀行保証付私募債」、「ごうぎんソーラーシステムローン」等の商品の提供によりお客様の環境に配慮した取組みを支援しております。
- (2) 地域の森林保全・整備の取組みを後押しするオフセット・クレジット(J-V E R)制度を利用したカーボン・オフセットの活用の提案、並びに J-V E R 制度や国内クレジット制度の活用を検討される事業者様の支援等、お取引先の環境経営のお手伝いをしております。
- (3) 「森林を守ろう!山陰ネットワーク会議」や「日本の森を守る地方銀行有志の会」の活動をリードするなど、地方そして全国へ森林保全の輪を広げていく活動を展開しています。また当行の役職員や家族ボランティアが森林保全活動を行う「ごうぎん希望の森」の活動を実施しています。
- (4) 店舗に省エネ設備や機器を計画的に導入するほか、省エネ節電コンペの実施等を通じ、役職員の省エネに対する意識の向上を図っています。また、廃棄文書のトイレットペーパーへのリサイクルやごみの固形燃料等へのリサイクル等、省資源にも取り組んでいます。

<次頁に続く>

2. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」

- (1) 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
- (2) 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
- (3) 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
- (4) 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
- (5) 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
- (6) 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
- (7) 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

以上